



訴 状

平成 23 年 4 月 25 日

東京地方裁判所民事部 御中

原告代理人弁護士 西 本 邦 男
同 松 浦 裕 介

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

街頭宣伝活動等禁止請求事件

訴訟物の価額 300万0000円

貼用印紙額 2万0000円

請 求 の 趣 旨

1 被告らは、自らもしくは所属組合員、支援者等の第三者をして、下記の行為をし、もしくはさせてはならない。

(1) 原告の役員および従業員に対し、面接、架電するなどして、面談を強要すること

(2) 別紙禁止対象地目録記載 1, 2 の各所在地から半径 200 メートル以内の地域(別紙図面 1, 2 のそれぞれ黒色の円の範囲内)において、徘徊または滞留し、横断幕を掛け、組合旗を掲げ、立看板を立て、ビラをまき、拡声器を使用し、または大声を挙げるなどして演説をし、シュプレヒコールをするなど、原告の行う業務の平穏を害する一切の行為

2 被告らは、原告に対し、連帶して、金 300 万円およびこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告らの負担とする
との裁判を求める。

請 求 の 原 因

第1 本件の概要

本件は、学校法人である原告が、原告を普通解雇され、訴訟においてその解雇が有効であることが確定した元教員と、当該元教員が解雇後に加入した労働組合を被告として、今後の街宣活動等によって原告の授業・業務が妨害され、原告および原告の学生らに被害が及ぶことを未然に防ぐべく、その差止を求めるものである。

第2 当事者

1 原告

原告は、東京都豊島区の本店所在地に法人の本部を置き、同地において早稲田速記医療福祉専門学校（以下「本件専門学校」という）を、埼玉県日高市において埼玉女子短期大学（以下「本件短大」という）を、それぞれ運営する学校法人である。

2 被告衣川

被告衣川清子（以下「被告衣川」という）は、かつて本件短大の教員であったが、平成20年4月14日に解雇され（以下「本件解雇」という）、本件解雇の無効を主張して訴訟を提起するも、本件解雇の有効性を確定する最高裁決定により、原告の従業員たる地位を有しないことが既に確定した者である。

3 被告組合ら

被告東京公務公共一般労働組合（以下「被告組合」という）は、執

行委員長が選任されて代表者の定めがあり、対内的には構成員の変動にもかかわらず団体そのものが存続し、対外的にも被告組合名で労働組合法に定める労働組合として行動している権利能力なき社団である。

被告首都圏大学非常勤講師組合は、被告組合の下部組織と見られ、被告組合の分会を名乗ることもあるが、委員長が選任されて代表者の定めがあり、対内的には構成員の変動にもかかわらず団体そのものが存続し、対外的にも被告名で労働組合法に定める労働組合として行動している権利能力なき社団である。

これまでの大半の行動は、被告組合と被告首都圏大学非常勤講師組合との連名でなされていることから、以下では特に断りのない限り、両労働組合を合わせて「被告組合ら」という。

第3 原告と被告衣川との訴訟経緯

1 教授たる地位の確認等請求事件

(1) 平成19年3月12日、当時本件短大の助教授であった被告衣川は、原告を被告として、本件短大の教授たる地位の確認等を求めて訴訟を提起したが、東京地方裁判所は、被告衣川の訴えを全て棄却した（東京地方裁判所平成19年（ワ）第6137号事件）。

(2) 平成20年4月11日、被告衣川はこの判決を不服として東京高等裁判所に控訴したが、東京高等裁判所は控訴を棄却した（東京高等裁判所平成20年（ネ）第2575号事件）。

(3) 平成21年1月8日、被告衣川はこの判決を不服として最高裁判所に上告したが、最高裁判所は上告棄却および上告不受理の決定をした（最高裁判所平成21年（オ）第573号事件、同（受）第670号事件）。

2 本件解雇無効等確認請求事件（以下「前訴事件」という）

- (1) 平成20年4月14日、原告は、被告衣川を、教員としての適格性・協調性の欠如を理由として普通解雇した（甲1、以下「本件解雇」という）。
- (2) 平成20年6月19日、被告衣川は、原告を被告として、原告の従業員たる地位の確認等を求めて訴訟を提起したが、平成21年7月6日、東京地方裁判所は被告衣川の訴えを全て棄却した（東京地方裁判所平成20年（ワ）第16775号事件、甲2）。
- (3) 平成21年7月22日、被告衣川は、この判決を不服として東京高等裁判所に控訴したが、平成21年12月24日、東京高等裁判所は控訴を棄却した（東京高等裁判所平成21年（ネ）第4345号事件、甲3）。
- (4) 被告衣川は、平成21年12月28日、この判決を不服として上告したが、平成22年9月30日、最高裁判所は上告棄却および上告不受理の決定をした（最高裁判所平成22年（オ）第612号事件、同（受）第762号事件、甲4）。

第4 被告組合らの活動

1 前訴事件判決確定前の経緯

(1) 第一回団体交渉

被告組合らは、平成22年2月19日、被告衣川が被告組合らの組合員となったこと、原告に対し団体交渉を求める通知した（甲5）。

平成22年3月18日、被告組合らの担当者、被告衣川、原告理事、原告代理人弁護士が出席し、第一回団体交渉が行われた。被告

らからは、原告が被告らに対し金銭を支払うことでの解決の打診があったが、原告は、被告衣川自らが提起した訴訟が係属中であることから、本件の解決は最高裁の判断に委ね、訴訟外での解決は考えていないと回答した。

(2) 第二回団体交渉

平成22年4月27日、被告組合らからの申出により、被告組合らの担当者、被告衣川、原告理事、原告代理人弁護士が出席し二回目の団体交渉が開催された（甲6）。

被告組合らからは、原告に対し、金銭の支払いをもって本件を解決したい旨の提案があった。

これに対し原告は、前回同様、訴訟係属中であり裁判所の判断に委ねたいこと、被告衣川は前訴事件を代理人弁護士に委任中であり、被告衣川の代理人弁護士が不在のまま原告代理人弁護士が被告らとの間でなんらかの合意をすることは弁護士倫理上も問題があること等を説明した。

(3) 第一回街宣活動

平成22年5月27日午後2時頃から約30分間、被告らは、東京都豊島区所在の原告の本部兼本件専門学校の建物（以下「本件専門学校校舎」という）前に集合し、街宣活動を行った。

被告らは、本件専門学校校舎前の道幅の狭い歩道に約40名を並ばせ、「学校法人川口学園は埼玉女子短期大学衣川清子准教授の解雇を撤回し、争議を解決せよ」と記載した横断幕を掛け、組合旗を掲げ、本件専門学校校舎に向かって拡声器で演説、シュプレヒコールを行った（甲7）。

被告らの演説およびシュプレヒコールの内容は、「川口学園は不当解雇を撤回せよ！」「補助金や学生納付金を裁判に使うな、学生の

教育に回せ！」などというものであった。

しかし、前記第2記載のとおり、原告は自ら訴訟を提起したこと
は一度もなく、しかも被告衣川の提起した訴訟は全て被告衣川の全
面敗訴に終わっているにもかかわらず、あたかも原告が被告衣川を
不当解雇し、また原告が自ら訴訟を提起して多額の裁判費用を投じ
ているかのような誤解を招くものであった。

また、同時間帯は平日（木曜日）の3限（13：30～15：0
0）時間内であり、本件専門学校において多くの学生が授業を受け
ていた。例えば「速記コンピュータ科」の2年生8人は「速記上級」
の授業として、講師が原稿を朗読しこれを学生が速記文字で書きと
ることを練習していたが、被告らの宣伝行動により5階フロアにも
かかわらず朗読が全く聞き取れず当該授業が成立しなかった。これ
以外にも他の多くの授業において、この大音量のため講師の声が聞
こえず、講義が妨げられた。

（4）第二回街宣活動

平成22年8月14日午前10時ころから約1時間、被告らは、
本件短大の最寄り駅であるJR川越線武蔵高萩駅において、二回
目の街宣活動を行った。

同日は、本件短大においてオープンキャンパス（本件短大への
入学を検討している高校生らに向けた体験入学等の行事）が実施
される予定であったが、被告らはこの参加者と近隣に向けて横断
幕を掲げ、本件短大の最寄り駅を狙ってビラを配布した。

ビラの内容は、オープンキャンパスに訪れた学生や保護者を対
象として、原告が裁判に多額の費用を投じる反面、教育に係る費
用を削減しているかのように述べるほか、被告衣川は同僚を口汚
く誹謗中傷した文書を配布するなどの多数の理由により解雇され

たにも関わらず（甲1～3）、あたかも学生に菓子を与えたという一事をもって、人件費削減のために解雇されたかのように喧伝するものであった。

これにより、被告らは、本件短大への入学を検討していた学生やその保護者に対し、本件短大について事実と異なる印象を与え、学校法人である原告の経営にとって最も重要と言うべき学生の入学を大きく妨害し、さらに近隣住民等からの原告の信用を大きく失墜させた。

（5）第三回街宣活動

平成22年9月10日午前8時45分ころから午前9時10分ころ、被告らは、本件専門学校校舎前に集合し、第一回と同様の街宣活動を行った（甲9）。また、「衣川清子准教授の争議を一日も早く解決することを求める要請書」と題する文書を持参してその受領を求め、原告の職員がこれを受領した（甲10）。

被告らは、拡声器を用いて、本件専門学校校舎に向けて、同僚に対する誹謗中傷等の解雇事由については全く一切言及せず、「お菓子を配り、学長の論文を批判し、教授会で意見を言ったことで解雇された」「たくさん働かせながら、給料は減らしている」等と述べ続けた。

当時、本件専門学校は前期試験期間の最中であったが、騒音により学生の試験勉強及び試験の実施が妨げられた。また試験を受ける学生からも騒音について苦情が寄せられた。

2 前訴事件判決確定後の経緯

（1）第四回街宣活動

平成22年10月4日、被告組合らは原告に対し、10月22日

に街宣活動を行う旨の通知を発した（甲11）。

これに対し原告は、代理人弁護士を通じて、平成22年9月30日の最高裁決定により被告衣川が従業員たる地位を有しないことが確定したことを述べ、また被告組合らの街宣活動により学生の勉学が阻害されていること、被告組合らの喧伝している内容が事実と異なること通知した（甲12）。

しかし、被告組合らは、10月22日午後4時5分ころから35分ころまでの間、本件専門学校校舎前に集合し、第一回、第三回と同様の街宣活動を行った（甲13）。

当時、本件専門学校では、サービス接遇検定（11月6日）、医療秘書技能検定（同7日）、電子カルテ実技検定（同13日）、秘書技能検定（同14日）等、間もなく実施される就職活動中の学生にとって重要な検定試験を間近に控え、各種対策講義が実施されており、原告は「現在大切な授業中です」と掲示をしていたにもかかわらず、大音量で街宣がなされたために対策講義が妨害され、多くの学生から学校事務局に苦情が寄せられた。

また、その演説、シュプレヒコールの内容も、「教育にお金を使え！」「学生を増やしたら教職員も増やせ！」「教職員の給料を下げるな！」など、あたかも原告が整理解雇や給料水準の引き下げでも行っているかのような誤解を与えるものであった。

また、この街宣活動の際、被告らは、第二回街宣活動において配付したのと類似のビラを配布するとともに（甲14）、警備員に対し、「衣川清子准教授の争議を一日も早く解決することを求める要請書」と題する文書（甲15）、および「10月18日付の書面に対する回答」と題する文書を交付した（甲16）。

（2）被告組合らと原告代理人の事務折衝

平成22年12月13日、被告組合らは原告に対し、団体交渉申入れの通知を発した（甲17）。

これに対し原告は、代理人弁護士を通じて、被告衣川は既に解雇され、その解雇の有効性が確定しており、被告組合らに団体交渉申入れ権限はなく、被告は団体交渉に応じる考えはないこと、被告組合らが求める「円満な解決」の趣旨が不明であり、具体的な考えがあるならば提示するよう求める回答を送付した（甲18）。

これに対し被告組合らは、団交の申入れ権限がないと主張することは、原告がこれまでに団交に応じた事実と矛盾する等と独自の主張を展開し、再び団交を要求する文書を送付した（甲19）。

これに対し、原告代理人は被告組合らの担当者に架電し、原告代理人と被告組合の担当者による事務折衝を行うこととなった。

平成23年1月11日、被告組合らの担当者二名と原告代理人弁護士が面談を行った。被告組合らの担当者は、被告衣川に対し、その報酬の一年分を解決金として支払えば一切の街宣活動を終了すると提案した。原告代理人は、被告組合らの担当者に対し、「前訴事件で、金のためではなく学内の正常化のため、教育向上のために訴訟提起したと述べていた被告衣川が、本当に金銭解決を望んでいるのか」と尋ねたが、担当者は「被告衣川と打合せをして了解を得ている」と回答したことから、原告において金銭解決の考え方があるかどうか、持ち帰り検討することとした。

原告は、被告組合より提案のあった金銭支払いによる解決について、理事、外部有識者らと検討を行ったが、「国からの補助金を受領している公益法人が、最高裁決定により法的に確定した案件について、理由のない金銭要求に応じることはできない」との結論に至った。

平成23年1月17日、原告代理人は被告組合らの担当者に架電し、「原告と協議したが、法的根拠のない金銭の支払いをすることはできない」と回答した。

翌1月18日、被告組合らは、原告にあて、再度団体交渉を申し入れ、交渉に応じなければ不当労働行為として東京都労働委員会への申立を行う旨の通知を発した（甲20）。

これに対し原告は、代理人弁護士を通じて、根拠のない金銭要求には応じられないこと、街宣活動を続けても原告が被告らに金銭を提供することはないこと、労働委員会への提訴は原告も望むところであることを回答した（甲21）。

（3）第五回街宣活動

平成23年1月18日、被告衣川は自身のブログにより「団体交渉決裂、緊急学園前宣伝」と題し、1月22日に街宣活動を行う旨を告知した（甲22）。

同日は、本件専門学校への入学を検討する学生および保護者を対象に体験入学および説明会を行う「オープンキャンパス」が実施される日であったところ、被告衣川は同ブログで「この日は13：30から専門学校（学園本部と同じ建物内にあります）のオープンキャンパス（体験入学）が予定されています」と記載していた。

平成23年1月22日、被告らは正午ころから街宣車を玄関前道路に横付けし、「学校法人川口学園は裁判でなく教育にお金を使え！」「お菓子解雇撤回を、争議解決！」とののぼりをたて、また同12時30分より本件専門学校校舎前に集合し、原告がオープンキャンパスを実施していることを知りながら、その受付時間中、約50分間にわたり街宣活動を行った（甲23）。

この街宣活動において、被告衣川は街宣車の車上にのぼり、マイ

クを用いて、本件専門学校校舎に向け、これまでの街宣活動時と同様、「お菓子を配った、会議で批判した、もろもろのこういう細かい、何も注意したことのない理由で解雇」などと述べ、「教育にしつかりお金を使え」などと繰り返した。

他方で、「年間これほど儲かっている短大、この短大を抱える学園が、こんな私一人の小さな争議を解決ができないはずはありません」「この川口学園、早稲田速記会の時代から長い間ここで活動しています。非常に大きなビルを構えています。ぜひこの小さな争議を解決して、本来の教育に力を注いで下さい」等、被告への解決金支払いを要求する発言を行った。

また、この街宣活動の際、被告ら10余名は、第二回、第四回街宣活動において配付したのと類似のビラをオープンキャンパスの参加学生、付き添いの保護者、道路を通行中の近隣者に配布した。

(甲24)

オープンキャンパスの参加者24名及びその保護者からは、原告に対し、「通常の授業の際にもこのようなことがあるのか」との問い合わせがあった。

また、同日は、専門学校の入学試験と外部団体への教室貸出、学生の検定模試等が予定されていたが、被告らの妨害行動による混乱が予想されたため、日程変更可能な行事については外部団体の了解を得て日程変更を行うなど、原告の業務に支障が生じた。

3 仮処分事件、保全異議事件および起訴命令

(1) 仮処分事件

平成23年1月31日、原告は、被告らを債務者として、東京地方裁判所民事第9部に対し、平成23年4月8日までの間、街宣活

動を禁止する旨の仮処分事件を申し立てた（東京地裁平成23年（ヨ）第319号事件）。同事件については、二度の双方審尋期日を経て、平成23年3月10日、原告の申立を認める旨の決定がなされた（甲26）。

（2）保全異議申立事件

これに対し、被告らは、原決定の取消しを求め保全異議申立事件を提起したが（東京地裁平成23年（モ）第51341号事件）、平成23年4月4日、原決定を認可する旨の決定がなされた（甲27）。

（3）起訴命令

この決定を受け、被告らは起訴命令の申立を行い、平成23年4月8日、起訴命令が発令された（甲28）。

第5 差止請求の法的根拠

1 原告らの権利

（1）営業権に対する法的保護

一般に法人は、その名誉、信用を毀損されず、平穏に営業活動を営む権利を有しており、その権利を侵害され、今後も当該侵害行為が継続する蓋然性が高い場合には、当該侵害行為を差し止める権利を有する（東京地判平成15年6月9日、同16年11月29日、東京高裁平成17年6月29日他）。

（2）原告の被っている損害

ア 平穏な営業活動の妨害

前記第3において述べた事実のとおり、被告組合らは、被告衣川が勤務したこともない本件専門学校において、その試験中、授業中に拡声器を用いて演説、シュプレヒコールを行い、故意に授業や業

務を妨害している（第一回、第三回、第四回街宣活動）。

また、意図的にオープンキャンパスの受付日時に合わせて学校前に街宣車を横付けし、体験入学に訪れた学生や保護者に対して演説、ビラの配布を行うという、原告の収入を減少させるための妨害工作というほかない行動を行っている（第二回、第五回街宣活動）。

イ 名誉、信用の毀損

前記第3に述べた事実のとおり、原告は、被告らの度重なる街宣活動により、以下のような誤解を招く情報を、学生、入学希望者およびその保護者、地域住民らに喧伝され、著しくその名誉および信用を毀損されている。

①人件費削減のため菓子の配布を理由に教員を解雇したとの誤解

現実には、被告衣川は同僚の誹謗中傷など多数の悪質な行為により教員としての適格性を否定されて普通解雇されている。

②原告が人件費を削減し、莫大な内部留保をしているとの誤解

被告らは、ビラ（甲8、14、24）や宣伝行動の中で、平成16年度を基準として人件費が減少していることを理由に、原告が人件費を削減していると主張しているが、平成16年度の人件費には退職者5名に対する退職金（うち1名は定年退職者）が含まれており、一時的に人件費総額が膨らんだものにすぎず、現実には原告は整理解雇も給料水準の引下げも一切行っていない。また、被告らはビラ（甲24）において、本件短大のみの収入と支出を比較して「大もうけ埼玉女子短大」などと述べているが、現実には原告の本部経費等の支出も本件専門学校及び本件短大の収入から賄う必要があるため、「大もうけ」というような状況ではない。このことは本件短大の職員であった被告衣川も当然に承知しているはずである。

③教育に使うべき資産を多額の裁判費用、弁護士費用に充てている

との誤解

現実には、原告が訴えを提起したのは前記仮処分事件が最初であり、当該街宣行為が行われた当時には一度たりとも自ら訴えを提起したことではなく、被告衣川の濫訴とも言うべき提訴に応訴してきたに過ぎない。また、その弁護士費用も過大なものではなく、そもそもその金額を被告らが知る由もない。

(3) 学校に対する街宣活動の特殊性

一般に、労働者が使用者企業の取引先に対する不買運動などの街宣活動を行った場合、いわゆる二次的争議行為として差し止められる事例は少なからずあるが（大阪地決平成4年1月13日、東京地決平成7年3月31日他）、本件のごとく、学校の授業中や行事中に街宣活動を行うことは、取引先に対する街宣活動に等しいものである。なぜなら、一般企業の場合と異なり、日中学校にいる人間の圧倒的多数は、学校法人の従業員ではなく学生だからである。

学生は、学校法人との契約により、第三者に妨げられることなく授業を受ける権利を有しているだけでなく、憲法上教育を受ける権利を保障されているのであり、学校前での街宣活動はこれら学生の権利をも侵害するものである。

また、本件のごとく虚偽の情報を喧伝された場合、従業員ならば真偽を判断することが可能であるが、学生や保護者はその情報の真偽を判断することができず、これを真実と誤信してしまう可能性も極めて高い。社会的に広く認知された大学の事例等と異なり、本件専門学校、本件短大のような中小零細の学校においてかような虚偽の情報を流布されれば、たちまちその信用は失墜しかねない。

この点、被告組合らは、第三回街宣活動については試験期間である

ことを知らなかつた等と述べているが、他方で第四回街宣活動は、授業中であることを掲示により確認した上で街宣活動を行つてゐるばかりか、第二回街宣活動および第五回街宣活動については、オープンキャンパスの日を狙つた街宣活動であることを公言しており、積極的に原告の権利を侵害する意図を持って街宣活動を行つてゐることは明白である。

2 被告らの権利との比較衡量

(1) 原告と被告衣川との雇用関係不存在が法的に確定していること

前記第2において述べたとおり、被告衣川が原告の従業員たる地位を有しないこと、金銭支払いを求める地位にないことは、被告衣川自らが提起した前訴事件の最高裁決定により確定されている。

かようにして法的に確定した権利関係を蒸し返した金銭要求に対し、法的な保護を与えることは許されないとすべきである。

この点被告組合らは、「同決定も、その後に労使が団体交渉によって円満かつ最終的な解決を図ることを禁じたり妨げたりするものではありません」と主張している（甲17）。

しかし、前記保全異議申立事件の決定においても、「平成22年9月30日の最高裁判所の決定により、本件訴訟において債権者と債務者衣川との間に雇用関係のないことが公権的に確定し、法的には、本件解雇に関する紛争は解決されて、以後債務者らは債権者に対する団体交渉権を失っているのであるから、債権者は、これ以降に債務者らとの団体交渉に応じる法的義務はない」と明示されている。

また、原告は、過去二回の団体交渉においても、また最高裁決定後の事務折衝後においても、最高裁決定に反して金銭の支払いをする考えはないことを再三述べている。被告らはこれにもかかわらず原告の

損失の大きい日時を見計らって街宣活動を繰り返すことで不当な利益を得ようとしているのであって、「円満」な解決を図っているとはおよそ言い難く、被告らの行為は街宣活動に名を借りた恐喝行為であるといふほかない。

(2) 本件において団体行動を認める理由が乏しいこと

一般に、解雇を有効とする判決が確定した場合、団体交渉権は失われるが、労働者および労働組合には団体行動権と表現の自由が認められ、その範囲であれば街宣活動も許容されるとの見解がある。

しかし、団体行動権の名のもとにいかなる行為が許容されるかは、使用者との関係で弱い立場にある労働者の地位向上という目的の達成に資する程度との相関関係により判断されるべきである。すなわち、大規模な整理解雇の事案や、有期雇用者の雇い止めの事案など、事案として一般化しやすく、労働者に対抗措置を与えるべき社会的要請が大きい事案においては、団体行動権を理由として街宣活動が許容される範囲は広くなると考えられる。

他方、本件では、被告衣川は教員としての適格性・協調性の欠如という、もっぱら被告衣川の個人的資質を理由に普通解雇がなされたものであり、被告衣川は、自ら前訴事件を提起して、解雇事由とされた事実の存否とその評価を争う機会を十分に与えられ、詳細な事実認定によって解雇の有効性が確認されたものである。被告らは、街宣活動においては、一転して原告の財務状況等について曲解して批判しているが、その内容の真偽を問うまでもなく、これらは被告衣川の解雇とは全く無関係の事情である。

かような本件において、「団体行動」の名の下で広汎な業務妨害行為を許容しても、労働者一般の権利擁護に資することではなく、既判力を無視した街宣活動までをも許容すべき社会的要請はない。

また、表現の自由との関係でも、前記のとおり被告らの街宣活動の目的は原告から不当な利益を得ようとするものである上、原告の営業活動に重大な支障をきたすものであり、かような妨害を排除するために差止めを求めることができることは、前記保全異議事件においても判示されているとおりである（甲27、5頁）

3 被告らが今後も街宣活動を続ける蓋然性が認められること

（1）被告らが街宣活動を繰り返し、今後の街宣を予告していること

前記のとおり、被告らは、前記仮処分事件が申し立てられるまでの間、原告の再三の拒否にもかかわらず、表向きは解雇撤回を求め、実際には一年分の報酬相当額の支払いを求め、街宣活動を繰り返してきた。

また、前記仮処分事件における街宣禁止の期間は平成23年4月8日までであったところ、債務者組合らは、債務者組合らも構成員となっている東京争議団のホームページ上において、6月24日に街宣活動を行う事を表明している（甲29）。

（2）被告らの不当要求を止める手段は差止め以外にないこと

また、被告組合らは、原告の団交拒否は不当労働行為であると述べ、労働委員会への提訴も辞さないとしながら、昨年4月以降一度も団交が実現していないにもかかわらず労働委員会への提訴はせず、団交申入れと街宣活動を繰り返している。

この点、使用者が団体交渉応諾義務を負う労働組合とは、「使用者が雇用する労働者の代表者」であり（労働組合法7条第2号）、この要件は、団体交渉を申し入れた時点で充足していることを要する（東京高裁平成20年11月12日判決他）。しかし、被告衣川は本件解雇後に被告組合らに加入し、被告組合らは本件解雇後に団交を申し入れ、

さらに本件解雇が有効であることが法的に確定している以上、原告が団交応諾義務を負わないことは明らかである。このことは、前記保全異議申立事件の決定書でも明示されているとおりである。

被告組合らは、前記保全異議事件の決定を待つまでもなく、このことを熟知していたからこそ、労働委員会への提訴ではなく、街宣活動に名を借りた業務妨害行為を繰り返すことで、金銭要求を実現しようとしているものとみられる。

かような経緯からすれば、被告らの不当な請求行為が行われないようにするためには、街宣行為の差止めを命じるほかない。

4 街宣活動が行われた場合の原告の被害は甚大であること

原告は、本件短大、本件専門学校の二つの学校を運営している。

前記のとおり、被告らは、原告や学生にとって不利益の多い日時を選んで街宣活動を行っていることからすれば、これらの行事に街宣活動を行う可能性は極めて高く、その場合の原告、学生らの不利益は甚大である。

また、専門学校や短大の学生は、就職難の時代に社会で生きていくために必要な技術や知識を身につけるため、日夜真剣に学んでおり、検定試験に合格して資格を取れるか否かで、就職やその後の人生が大きく左右されることもある。試験対策講義や検定はきわめて頻繁に行われている。

特に、本件専門学校は、多くの教室が前面道路に面している上、「早稲田速記医療福祉専門学校」の名の通り、音声を正確に聞き取ることが不可欠な速記の授業、検定が毎日行われており、道路での街宣活動が行われれば、授業や検定を予定通り遂行することは極めて困難である。

第6 損害賠償請求

これまでに述べたとおり、被告らの街宣活動は原告の平穏に営業を行う権利、および法人の名誉権を侵害しており、その違法性を阻却する理由はなく、民法上の不法行為にあたる。

また、前記のとおり、原告は被告らの再三にわたる不法行為により、近隣住民やオープンキャンパスに訪れた保護者に対する信用を毀損され、また街宣活動の被害を最小限に留めるために日程の変更を迫られ、警備員を配置するなど、有形無形の損害を生じている。

かかる損害を金銭的に評価すれば、金300万円を下らず、被告らはこれを連帶して賠償すべき義務を負う。

第7 結語

よって、原告は、請求の趣旨記載の裁判を求め、本訴提起に及ぶ。

証拠方法

別添証拠説明書のとおり

附属書類

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 訴訟委任状 | 1通 |
| 2 | 甲号証写し | 各3通 |
| 3 | 代表者事項証明書 | 1通 |
| | | 以上 |

当事者目録

〒171-8543 東京都豊島区高田三丁目11番17号

原告 学校法人川口学園

代表者理事長 川 口 晃 玉

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号

NBF日比谷ビル10階

クレオール日比谷法律事務所（送達場所）

電話 03-5251-5400

FAX 03-5251-5402

原告代理人弁護士 西 本 邦 男

同 松 浦 裕 介

〒171-0005 東京都豊島区南大塚2丁目33番10号

東京労働会館5階

被告 東京公務公共一般労働組合

代表者執行委員長 中 嶋 祥 子

〒171-0005 東京都豊島区南大塚2丁目33番10号

東京労働会館5階

被告 首都圏大学非常勤講師組合

代表者委員長 松 村 比 奈 子

被告 衣 川 清 子

禁止対象地目録

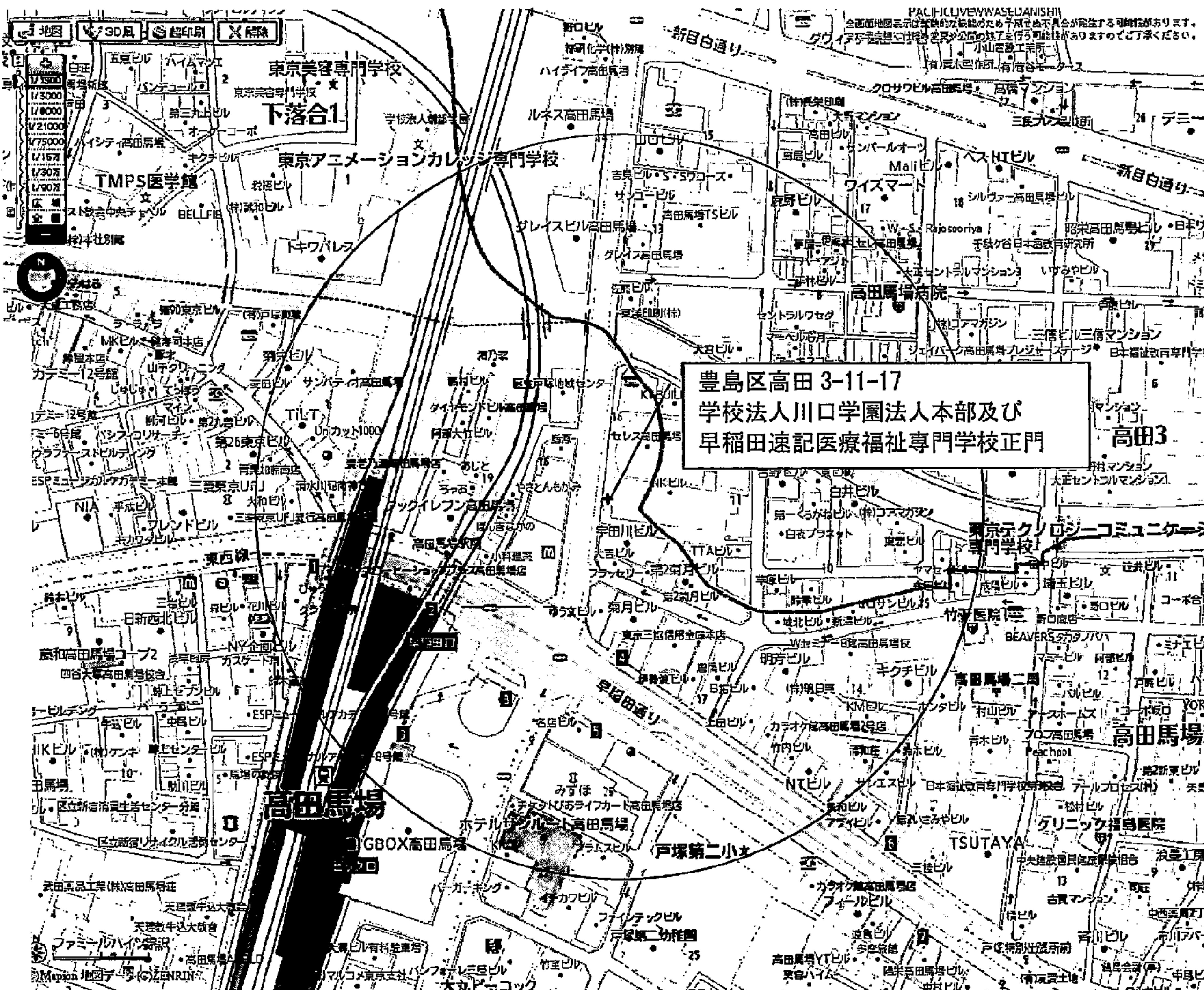
1 名 称 学校法人川口学園本部及び早稲田速記医療福祉専門学校

住 所 東京都豊島区高田三丁目 11番 17号

2 名 称 埼玉女子短期大学

住 所 埼玉県日高市女影 1616

■ 別添図面 1



■ 別添図面2

